

平成 18 年度

首都圏整備に関する年次報告

第 166 回国会（常会）提出

この文書は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第30条の2の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について報告を行うものである。

目次

第1章 首都圏をめぐる最近の動向	1
1 人口増加地区の動向等	2
2 首都圏における製造業の動向	9
3 首都圏広域地方計画策定に関する動向	23
第2章 首都圏整備の状況	25
第1節 人口・世帯数の状況	26
第2節 活力創出に資する機能の状況	
1. 業務機能の状況	28
2. 産業機能の状況	29
第3節 個人主体の多様な活動の展開	
1. NPO法人の現状と多様な支援	34
2. テレワークの推進	36
3. 高齢者等の生活・社会的活動への支援	37
第4節 環境との共生	
1. 都市環境インフラのグランドデザインの進捗	39
2. 河川・海域環境の保全・回復	42
3. 廃棄物の適正処理の推進	44
第5節 安全・快適で質の高い生活環境の整備	
1. 安全な暮らしの実現	45
2. 魅力ある居住環境の整備	51
第6節 将来に引き継ぐ社会資本の整備	
1. 交通体系の整備	56
2. 情報通信体系の整備	65
3. 沿岸域の利用	67
4. 都市再生施策の進捗状況	68
第7節 首都圏整備の推進	
1. 首都圏整備計画	70
2. 政策区域等に基づく諸施策の推進	71
3. 業務核都市の整備	74
4. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進	76
5. 筑波研究学園都市の整備	78
6. 国の行政機関等の移転の推進	79
7. 国会等の移転に関する検討	79

●凡 例●

本文中の「首都圏」、「東京圏」、「近隣3県」、「周辺4県」等は、特にことわりのない限り、次の区域を示す。

首都圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

近隣3県：埼玉県、千葉県、神奈川県

周辺4県：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

都心3区：千代田区、中央区、港区

多摩地域：東京特別区を除く東京都（島しょ部を含む）

関西圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県